| | |
|---|---|
| 71 | 甲板上積載をする場合には、強酸類から水平距離で6m以上離して積載することとし、甲板下積載をする場合には、強酸類とは同一の船倉又は区画に積載しないこと。 |
| 72 | 甲板上積載をする場合には、等級が1.4の火薬類（隔離区分がJのものを除く。）から水平距離で6m以上離して積載することとし、甲板下積載をする場合には、等級が1.4の火薬類とは同一の船倉又は区画に積載しないこと。 |
| 73 | 甲板上積載をする場合には、等級が1.1、1.2、1.3、1.5及び1.6の火薬類(1)（隔離区分がJのものを除く。）から水平距離で24m以上離して積載することとし、甲板下積載をする場合には、これらの物質と船首尾方向に一船倉又は一区画離して積載すること。 |
| 74 | 硫化ヒ素にあっては、甲板上積載をする場合には、酸類から水平距離で6m以上離して積載することとし、甲板下積載をする場合には、酸類とは同一の船倉又は区画に積載しないこと。 |
| 75 | アンモニウム化合物を含有する場合には、塩素酸塩類、過塩素酸塩類及び火薬類（塩素酸塩類又は過塩素酸塩類を含有するものに限る。）と水平距離で3m以上離して積載すること。 |
| 76 | 別表第14に定める隔離基準においては、他の危険物から酸化性物質として隔離することとし、可燃性物質(1)、酸化性物質(2)及び放射性物質等から水平距離で3m以上離して積載すること。 |
| 77 | 甲板上積載をする場合には、過マンガン酸塩類から水平距離で6m以上離して積載することとし、甲板下積載をする場合には、過マンガン酸塩類とは同一の船倉又は区画に積載しないこと。 |
| 78 | 甲板上積載をする場合には、引火性液体類(6)から水平距離で6m以上離して積載することとし、甲板下積載をする場合には、引火性液体類(6)とは同一の船倉又は区画に積載しないこと。 |
| 79 | 国連番号が1818及び2189の危険物と隔離することを要しない。 |
| 80 | 国連番号が1295及び2189の危険物と隔離することを要しない。 |
| 81 | 国連番号が1295及び1818の危険物と隔離することを要しない。 |
| 82 | 国連番号が2984、3105（過酢酸Dに限る。）、3107（過酢酸Eに限る。）、3109（過酢酸Fに限る。）及び3149の危険物と隔離することを要しない。 |
| 83 | 国連番号が2014、3105（過酢酸Dに限る。）、3107（過酢酸Eに限る。）、3109（過酢酸Fに限る。）及び3149の危険物と隔離することを要しない。 |
| 84 | 国連番号が2014、2984、3105（過酢酸Dに限る。）、3107（過酢酸Eに限る。）及び3109（過酢酸Fに限る。）の危険物と隔離することを要しない。 |
| 85 | 過酢酸Dにあっては国連番号が2014、2984、3107（過酢酸Eに限る。）、3109（過酢酸Fに限る。）及び3149の危険物と隔離することを要しない。 |
| 86 | 過酢酸Eにあっては国連番号が2014、2984、3105（過酢酸Dに限る。）、3109（過酢酸Fに限る。）及び3149の危険物と隔離することを要しない。 |
| 87 | 過酢酸Fにあっては国連番号が2014、2984、3105（過酢酸Dに限る。）、3107（過酢酸Eに限る。）及び3149の危険物と隔離することを要しない。 |
| 88 | 甲板上積載をする場合には、アンモニウム化合物（国連番号が1444の危険物を除く。）及びシアン化物から水平距離で6m以上離して積載することとし、甲板下積載をする場合には、これらの物質とは同一の船倉又は区画に積載しないこと。 |
| 89 | 甲板上積載をする場合には、アンモニウム化合物（過硫酸アンモニウム、過硫酸カリウム及び過硫酸ナトリウムの混合物を除く。）及びシアン化物から水平距離で6m以上離して積載することとし、甲板下積載をする場合には、これらの物質とは同一の船倉又は区画に積載しないこと。 |
| 90 | 別表第14に定める隔離基準においては、他の危険物から毒物に代えて引火性液体類として隔離することとし、引火性液体類(6)及び腐食性物質(5)から水平距離で3m以上離して積載すること。 |

| | |
|---|---|
| 91 | 甲板上積載をする場合には、アンモニアから水平距離で6m以上離して積載することとし、甲板下積載をする場合には、アンモニアとは同一の船倉又は区画に積載しないこと。 |
| 92 | 別表第14及び同14の2に定める隔離基準においては、他の危険物から等級1.2隔離区分Gの危険物として隔離すること。 |
| 93 | 別表第14及び同14の2に定める隔離基準においては、他の危険物から等級1.3隔離区分Gの危険物として隔離すること。 |
| 94 | 別表第14及び同14の2に定める隔離基準においては、他の危険物から等級1.4隔離区分Gの危険物として隔離すること。 |
| SP294 | 正味質量が25kg以下の場合には、第15条の規定を適用しない。 |

注　1　肩文字(1)から(6)は、それぞれ次に定めるとおりとする。

(1)　副次危険性等級が4.1の危険物を含む。

(2)　副次危険性等級が5.1の危険物を含む。

(3)　副次危険性等級が4.3の危険物を含む。

(4)　副次危険性等級が1の危険物を含む。

(5)　副次危険性等級が8の危険物を含む。

(6)　副次危険性等級が3の危険物を含む。

2　一方の危険物が非開放型のコンテナ又は自動車等に収納されている場合にあっては、「3m以上離して積載すること」とされているものは、隔離を要せず、「甲板上積載をする場合には6m以上離して積載し、甲板下積載をする場合には同一の船倉又は区画に積載しないこと」とされているものは、3m以上離して積載することができる。

3　甲板下積載をする場合の規定は、積載方法の欄の規定により甲板下積載をすることができる危険物の場合に限る。